

(様式 6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (不利益処分関係)

			資料番号	10	担当課	薬務衛生課
法令名	毒物及び劇物取締法	根拠条項	22-5	不利益処分の種類	(準用) 必要な措置の命令	
<p>○毒物及び劇物取締法</p> <p style="text-align: right;">(昭和二十五年十二月二十八日) (法律第三百三号)</p> <p>(業務上取扱者の届出等)</p> <p>第二十二條</p> <p>5 第十一条、第十二條第一項及び第三項、第十七條並びに第十八條の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第一項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。この場合において、同條第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(第二十二條第五項に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十二條 政令で定める事業を行なう者であつてその業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物を取り扱うものは、事業場ごとに、その業務上これらの毒物又は劇物を取り扱うこととなつた日から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、次号に掲げる事項を、その事業場の所在地の都道府県知事(その事業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第参考において同じ。)に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物又は劇物の品目</p> <p>三 事業場の所在地</p> <p>四 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>○毒物及び劇物取締法施行令</p> <p style="text-align: right;">(昭和三十年九月二十八日) (政令第二百六十一号)</p> <p>(業務上取扱者の届出)</p> <p>第四十一條 法第二十二條第一項に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 電気めつきを行う事業</p> <p>二 金属熱処理を行う事業</p> <p>三 最大積載量が五千キログラム以上の自動車若しくは被牽<small>けん</small>引自動車(以下「大型自動車」という。)に固定された容器を用い、又は内容積が厚生労働省令で定める量以上の容器を大型自動車に積載して行う毒物又は劇物の運送の事業</p> <p>四 しろありの防除を行う事業</p>						

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (不利益処分関係)

第四十二条 法第二十二條第一項に規定する政令で定める毒物又は劇物は、次の各号に掲げる事業にあつては、それぞれ当該各号に定める物とする。

- 一 前条第一号及び第二号に掲げる事業 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
- 二 前条第三号に掲げる事業 別表第二に掲げる物
- 三 前条第四号に掲げる事業 砒^ひ素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤

別表第二 (第四十二条関係)

(昭四六政三五八・追加・旧別表・一部改正、昭四九政三三五・一部改正)

- 一 黄^{りん}燐
- 二 四アルキル鉛を含有する製剤
- 三 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
- 四 弗^{ふつ}化水素及びこれを含有する製剤
- 五 アクリルニトリル
- 六 アクロレイン
- 七 アンモニア及びこれを含有する製剤(アンモニア十パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 八 塩化水素及びこれを含有する製剤(塩化水素十パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 九 塩素
- 十 過酸化水素及びこれを含有する製剤(過酸化水素六パーセント以下を含有するものを除く。)
- 十一 クロルスルホン酸
- 十二 クロルピクリン
- 十三 クロルメチル
- 十四 硅^{けい}弗^{ふつ}化水素酸
- 十五 ジメチル硫酸
- 十六 臭素
- 十七 硝酸及びこれを含有する製剤(硝酸十パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 十八 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤(水酸化カリウム五パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 十九 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤(水酸化ナトリウム五パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 二十 ニトロベンゼン
- 二十一 発煙硫酸
- 二十二 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤(ホルムアルデヒド一パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 二十三 硫酸及びこれを含有する製剤(硫酸十パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの